

会 議 録

1 会議名

平成29年度第12回板倉区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項

（1）小学校の在り方に関する意見書について（公開）

（2）地域協議会正副会長の辞任について（公開）

（3）地域協議会正副会長の選任について（公開）

（4）その他（公開）

・報告

・板倉北部運動公園テニスコート跡地の有効活用について

3 開催日時

平成30年3月28日（水） 午後6時00分～午後7時15分

4 開催場所

板倉コミュニティプラザ 2階 201・202会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員：平井達夫（会長）、新井清三（副会長）、小林良一（副会長）、福崎幸一、徳永妙子、古海誠一、北折佳司、長藤豊、西田節夫、島田信繁、上野きみえ、古川政繁、増村眞一、島田正美

・事務局：板倉区総合事務所 五十嵐所長、山崎次長、嘉鳥総務・地域振興グループ長、小山市民生活・福祉グループ兼教育・文化グループ長、宮尾産業グループ長、村山地域振興班長、関主事（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容

【山崎次長】

- ・地域協議会の開会を宣言

【平井達夫会長】

- ・挨拶

【五十嵐所長】

- ・挨拶

【平井達夫会長】

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告

4 「協議」(1)「小学校の在り方に関する意見書について」、事務局から説明を求める。

【嘉島総務・地域振興G長】

(資料1により説明)

なお、板倉区の小学校の在り方に関する意見書(案)報告会で、町内会長からこれまでの協議の経緯について質問を受けた。質問をした町内会長には、これまでの協議結果として地域協議会だよりを渡し、確認してもらうことで了解を得たので報告する。

【平井達夫会長】

質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

無いようなので、意見書の提出について採決を採る。資料のとおり意見書を提出することに賛成の委員は挙手を求める。

(全員挙手)

それでは、本日付で上越市長に対し意見書を提出することとする。

これまで、「板倉区の小学校の在り方について」を自主的審議事項として取り組んできたが、本日、意見書の提出が決定したため、本件については審議を終了する。

次に、(2)「地域協議会正副会長の辞任について」に移る。前回の会議で提案したが、板倉区地域協議会の申し合わせにより、正副会長の任期は平成30年4月28日までとし、次期正副会長は選挙で決めることとした。そのため、4月28日をもって正副会長の職を辞する旨の届け出を本日付で提出した。

正副会長の解任については、上越市地域自治区の設置に関する条例第6条で「地域協議会の会議において解任する」と規定されている。それでは、4月28日をもって正副会長を解任することについて、賛成の方は挙手を求める。

(全員挙手)

正副会長の解任は認められた。

次に、(3)「地域協議会正副会長の選任について」に移る。正副会長の選任については、上越市地域自治区の設置に関する条例第6条で、「地域協議会において、委員のうちから選任する。」と規定されている。前回の地域協議会で、後任は会長1人、副会長1人とし、選挙により得票数の多い委員とすることとした。

選挙の方法については、単記無記名投票で得票数の一番多い方を選任することとし、得票が同数の場合は決選投票を行う。決選投票でも同数だった場合は、くじにより選出する。なお、投票に関する事務は事務局に依頼することとしてよいか。

【西田節夫委員】

26年4月に会長を選任したときは、再任ということで、5月に選挙をしていた。当時の丸山会長は任期4年なら再任を受けられないが、任期2年なら受けるということで、その時から任期が2年制になった。本来は、28年の4月に選挙をし直す必要があったが、小学校の在り方についての検討があったことから、平井会長がよく経緯を把握しているということで、そのままお願いすることとなった。

今回は32年の4月に選任がある予定である。今回選任された正副会長が全員32年の選挙に出るつもりなら良いが、本来なら将来のことを考え、今回の選挙ではよく経緯を把握している新井副会長が会長になり、副会長は若い委員から選任すべきである。

【徳永妙子委員】

前回の地域協議会で、選挙で正副会長を決めることと決定した。そのため、選挙を行う前に、新しい正副会長を選任すべきだという意見が出てくるのはおかしいのではないか。

【西田節夫委員】

選挙をすることを否定しているのではない。ただ、スムーズに地域協議会を運営できるような体制をとるべきだと思うので、委員にはそのことを頭に入れた上で選挙を

行ってほしいと考えている。

【古川政繁委員】

前回の地域協議会で、すでに選挙で正副会長を決めることに決定しているのに、ここで個人名を挙げると非常に選挙がやりづらくなる。選挙で決定するのが民主主義の原則であるため、ぜひ本来の決定どおり選挙での選任をお願いしたい。

【古海誠一委員】

まだ次に誰が委員となるかはわからない状態である。今回は現在の委員の中で選挙を行うべきである。

【平井達夫会長】

前回の地域協議会で決定したとおり、選挙を行うこととしてよいか。

(賛成の意見多数)

まず、会長の選任を行う。会長にふさわしいと思う委員1人の名前を用紙に記入していただきたい。

【嘉島総務・地域振興G長】

(投票用紙の回収、集計)

それでは、得票数の多い順に結果を発表する。平井達夫委員10票、新井清三委員2票、小林良一1票、古海誠一1票、以上14票である。

【平井達夫会長】

ただいまの投票の結果、会長は私が再任することとなった。

続いて、副会長の選任を行う。副会長にふさわしいと思う委員1人の名前を用紙に記入していただきたい。

【嘉島総務・地域振興G長】

(投票用紙の回収、集計)

それでは、得票数の多い順に結果を発表する。小林良一委員3票、古川政繁委員2票、古海誠一委員2票、福崎幸一委員2票、上野きみえ委員2票、徳永妙子委員2票、長藤豊委員1票、以上14票である。

【平井達夫会長】

ただいまの投票の結果、副会長に小林良一委員が再任された。正副会長は4月29日からの就任となる。それでは、(3)「地域協議会正副会長の選任について」は以上

とする。

次に、(4)「その他」に移る。事務局から報告等はあるか。

(報告なし)

無いようなので、(4)「その他」は以上とする。

次に、5「報告」に移る。板倉北部運動公園テニスコート跡地の有効活用について事務局から報告を求める。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

上越市板倉北部運動公園の一部貸付について報告する。板倉北部運動公園のテニスコートは利用がなく不要との判断で、平成25年3月末で用途廃止した施設だが、この度民間事業者から、テニススクール専用コートとして利用したいと申し出があった。市では、教育財産の余剰地の有効活用として貸し付けることとし、公平を期すために、3月14日から3月28日まで市のホームページに掲載し、利用希望者を募った。

(資料2により説明)

申し込みの受付期間は本日の5時15分までだが、今ほど体育課に問い合わせたところ、申し込みは1件とのことであった。今後教育委員会で内定者を決定するので、北部運動公園の体育館等、他の施設の利用に支障が出ないように、内定者及び地元の稲増町内会と調整を図っていく。その後、内定者から詳細な事業計画が提出され、内容を審査したうえで貸付契約が締結されることとなる。本契約による貸付事業者の事業計画等については次回以降の地域協議会で報告する。

【平井達夫会長】

次に6「その他」に移る。事務局から報告等はあるか。

【山崎次長】

昨日新潟日報に掲載された山越の地すべりの現状について報告する。まず、経緯については平成30年3月22日(木)8時30分頃、山越地区の住民が地すべりの発生を確認し、同日10時55分頃総合事務所に報告が入った。場所は、山越発電所の3本のパイプのうち、一番上のパイプの向かって左端である。地すべりの規模は横100メートル、縦100メートル、深さ10メートルである。同日の午後には、妙高砂防事務所、上越地域振興局維持管理課、上越農林振興局、東北電力株式会社、関川土地改良区、山越町内会、市の河川海岸砂防課、農林水産整備課、総合事務所といっ

た関係者が一緒に現地確認を行った。同日夕方、県の土木部、林業部、農地部で対応について協議した結果、林業危険地区の地すべりが含まれているため、県の森林施設課でこの地すべりの対応を行う事が決定した。

翌日の3月23日（金）に、森林施設課と妙高砂防事務所等が対策について協議した。その結果、森林施設課が地すべり対策事業として整備を行うためには、保安林の指定を受けなければならないことから、本日までに地権者7名全員と保安林の同意手続きを完了した。

今後の対策については、本日県から対策の報告があった。まず、株式会社キタックが地すべりの移動観測を行うとのことである。観測箇所は3カ所で、観測調査は来週から地すべりの移動の収束を確認するまで実施する。対策工事については、地すべり箇所の上部に水たまりがあることから、水たまりの水抜き工事を株式会社保坂組が行う。地すべり箇所の上部に一番大きなところで2メートルのクラックがあることから、それらの補修作業を行う。これらの工事は4月中旬から実施する。なお、これらの情報は山越町内会にもすべて連絡済である。

また、地すべり発生地には人家がなく、東北電力の設備にも直接的な被害は発生していない。

【嘉鳥総務・地域振興G長】

地域活動支援事業の概要の板倉区版を作成した。4月1日の町内会長便で全戸配布するので、委員の皆さんも周知について御協力をお願いする。また、自治・地域振興課で作成した地域活動支援事業のQ&Aと各区採択方針を配布したので、参考としてほしい。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

私から3点報告がある。まず、4月1日からスタートする上越あたご地域包括支援センター板倉の運営について報告する。

（チラシにより説明）

3月15日に全戸配布したこのチラシでは担当者が1人となっているが、先日上越あたご福祉会から職員の増員の連絡があった。チラシに記載されている担当者は社会福祉士で、その他非常勤職員の介護支援専門員が追加で配置される。4月1日から、総合事務所の玄関に入って左側の部屋が事務局となる。4月からは、総合事務所と上

越あたご地域包括支援センター板倉と連携を密にし、センターの体制や業務の周知に努める。

次に、前回の地域協議会で古海委員から質問があった、小中連携一貫教育試行校について報告する。市では以前から小中一貫教育を実施していたが、平成25年からは実施要項を策定して、モデル校を指定する等、より踏み込んだ取り組みを行っている。(資料により説明)

一つの中学校区の中に小学校がいくつあっても連携して、子ども像を共有した中で子どもたちを育てていく取組が行われ、平成29年度は市内22中学校区のうち17中学校区が試行校として小中連携一貫教育に取り組んでいる。30年度は、板倉中学校区等新たに4中学校区が取り組むこととし、1校を除く21中学校区で取り組まれ、小中連携が図られることによる中1ギャップの解消等が期待されている。

次に、同じく前回の地域協議会で古海委員から質問があった、学校が統合された場合、廃止された学校の学校林は誰の財産になるかということについて報告する。教育総務課に確認したところ、学校が統合した場合でも、学校林は基本的には現在の学校の財産であるということである。学校統合にあたっては、統合方法、校名、統合時期、校舎の位置をはじめ、統合に必要な検討事項は多種多様である。校舎の跡地利用等と同様、学校林も検討事項の一つとして、統合に向けての検討の中で検討されていくことになる。

【平井達夫会長】

質問・意見等がある委員は挙手を求める。

【西田節夫委員】

山越の地すべりは、中江用水には関係がないか。

【山崎次長】

中江用水には直接関係がない。上側を通っているのは上江用水だが、覆蓋されており今のところ直接の被害はない。現在、関川土地改良区が毎日上江用水の状況確認を目視で行っている。

【西田節夫委員】

先日の地域活動支援事業活動報告会で、事務局に決算書について質問したが、事務局からは回答がなかった。なぜ決算書を調べたいかといえば、提案者が変更申請書を

出した事業や、採択時に減額された案件については、決算書を見ないと何にどれだけ補助金を使ったのかが分からないためである。住民からも、地域協議会委員がきちんと検収をしているかどうか質問されることがある。これは地域協議会全体の問題である。地域協議会として決算書は不要であるということであれば、個人的に決算書を閲覧できるようにするか、回覧してもらいたい。

【古海誠一委員】

個々の事業については、事業が完了した時点で事務局が決算書を受け付けている。改めて地域協議会に提出してもらう必要はないのではないかと。

【西田節夫委員】

平成22年から地域活動支援事業が始まったが、初めの頃は委員に補助事業実績報告書が配布されていた。現在では、変更申請書が提出された事業について、地域協議会では変更後の計画について全く議論をしていない。不正を行っているとは思っていないが、税金を使って事業を行っているため、住民から問い合わせがあったら、採択した立場として説明をしなければならぬと考えている。

【長藤豊委員】

私も変更申請が出た事業の中身には興味があるが、本日配布されたQ&Aの18ページのQ7-6「成果報告の確認はどのように行うのですか」という項目に、「経費の支出は、他の補助金と同様にその適正さを各総合事務所、まちづくりセンターが確認します。また、これらの支出は、当然のことですが、監査委員による監査の対象となるので、不適切な支出の場合は、補助金の返還対象となります」と説明がある。これを読むと、地域協議会の各委員に問い合わせがあった時に各委員が責任をもって答える必要はないのではないかと。

【嘉鳥総務・地域振興G長】

Q&Aによれば団体は実績報告を市に提出することとなっており、支出は市で確認することとなっている。事務局としては、地域協議会の協議において、実績報告書を地域協議会に提出すべきだということになれば、その決定に従う。

【平井達夫会長】

それでは、決算書の写しを地域協議会委員に個々に配布すべきか、回覧とするか、不要であるか、採決を採る。まず、個々に配布すべきであるという委員は挙手を求め

る。

(賛成1人)

回覧すべきであるという委員は挙手を求める。

(賛成少数)

不要であるという委員は挙手を求める。

(賛成多数)

それでは多数決により、決算書の配布は不要とする。

【長藤豊委員】

前回の地域協議会で経塚山斎場の利用について質問し、その内容を反映したチラシが全戸配布されたため、その点についてはトラブルは少なくなると思う。1点質問し忘れたことがあるが、妙高市の施設に入所していた方が亡くなり、届け出を板倉区に提出した場合、補助金なしで1万3千円の料金で利用できるのではないかと思うが、いかがか。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

上越市に住民票がない方が亡くなった場合は補助金の対象外である。

【長藤豊委員】

補助金の対象外であることはわかるが、2万6千円でなく1万3千円で利用できるということでよいか。

【小山市民生活・福祉G長兼教育・文化G長】

そのとおりである。

【平井達夫会長】

他に質問・意見等がある委員は挙手を求める。

(意見なし)

無いようなので、私から、牧区、中郷区、清里区、板倉区の4区合同の地域協議会委員研修会について報告する。3月16日に牧区、中郷区、清里区の正副会長に声を掛け、打合せ会を開催した。地域活動支援事業の審査が終わる6月か7月頃に板倉区で研修会を開催することとなった。内容については、講師の講演を聞いた後、委員同士による懇親会をしてはどうかということになった。詳細については、決まり次第お知らせする。

- ・平成30年度第1回地域協議会は4月20日（金）午後6時～
 - ・会議録の確認は古海誠一委員に依頼
- 以上で閉会とする。

【新井清三副会長】

- ・挨拶

9 問合せ先

板倉区総合事務所総務・地域振興グループ TEL0255-78-2141（内線123）

E-mail:itakura-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。